

北海道中小企業家同友会根室支部 第26回定時総会

2009年4月24日
於 イーストハーバーホテル

1. 開会(18:30)

2. 支部長挨拶 北海道中小企業家同友会根室支部 支部長 福井 富士雄

===== <第1部 総会 18:30~19:00> =====

議長選出

役員選考委員選出

報告事項 <1> 2008年度の活動と決算報告

<2> 会計監査報告

議題 <1> 2009年度の活動方針案と予算案の提案

<2> 北海道中小企業家同友会の一般社団法人移行に伴う定款について

<3> 全道総会代議員の選出

<4> 2009年度の役員選出

質疑応答

採 択

議長退任

===== <第2部 記念講演 19:00~19:50> =====

【演題】「企業づくりと人育ての実践から学ぶ」

【講師】北海道中小企業家同友会 副代表理事 落合 洋 氏
<(株)テキサス 代表取締役>

===== <第3部 懇親会 20:00~21:00> =====

第1回幹事会の報告

来賓紹介

新役員代表挨拶

祝杯

来賓挨拶

北海道銀行根室支店
大地みらい信用金庫

支店長代理
次長

穴澤 利晴
石森 裕章

様
様

懇談

=====

閉会(21:00)

同友会の3つの目的

- 1．同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と、強靱な経営体質をつくることをめざします。
- 2．同友会は、多くの人に触れあうことによってお互いの人格、識見を高め、現代の経営者に要求される総合的な能力を身につけるよう努力します。
- 3．同友会は中小企業をとりまく経営環境の改善をめざします。

同友会の3つの精神

自主・民主・連帯

同友会の目指す企業像

国民や地域と共に歩む中小企業

同友会が目指す21世紀型企业

- 1．自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業。
- 2．社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。

同友会の合言葉

- 1．知り合い、学びあい、助けあい、共に繁栄を目指しましょう！
- 2．きばらず、せかず、諦めず、私たちの要望を実現しましょう！
- 3．激動をよき友とする経営者になりましょう！

会員間取引の三つの申し合わせ

- 1．同じものを買うなら会員企業から。会員にはなるべく安くて良いものを提供する
- 2．率直に希望を出し合い、仕方なくお義理で取引するのはやめ、お互いに利益は保障する。
- 3．取引を通じて、会員同士の友情と信頼が一層深まるよう努力する。

報告事項 < 1 > 活動と決算報告

根 室 支 部

2008年度の活動のまとめ

1. 2008年度経営指針成文化研究会を開催し、若手経営者・経営者幹部が集い学びを深めました。強靱な企業をつくり、厳しい経営環境に臆することなく前進する企業づくりへ向けた学びを積み重ねてきました。
2. 青年部会「山高会」が中心となり、釧根三支部青年部合同例会を根室市で開催しました。釧路支部、南しれとこ支部からも多くの会員が集まりました。経済情勢が激変する中で、若手経営者は何を学び、企業経営しなければならないかを真剣に考える機会になりました。
3. 経営者幹部部会番頭会では「労使関係の見解」など同友会の古典を学ぶ例会を企画しました。同友会の古典を通じて、経営者・経営者幹部として何を考えなければならないのかを学びました。

総会・幹事会

2008年

4月3日 4月幹事会 9名
於 イーストハーバーホテル

4月25日 総会 30名
於 イーストハーバーホテル
テーマ：「中小企業振興基本条例制定運動と企業・地域づくりの実践」
講師：北海道中小企業家同友会

代表理事 守 和彦 氏
<㈱ゲテハキ 代表取締役>

5月9日 5月幹事会 10名
於 イーストハーバーホテル

6月5日 6月幹事会 7名
於 サテンドール

7月3日 7月幹事会 9名
於 イーストハーバーホテル

8月4日 8月幹事会 7名
於 イーストハーバーホテル

9月3日 9月幹事会 7名
於 イーストハーバーホテル

10月3日 10月幹事会 7名
於 イーストハーバーホテル

11月7日 11月幹事会 11名
於 イーストハーバーホテル

12月6日 12月幹事会 7名
於 まるしめ本店

2009年

1月6日 1月幹事会 7名
於 イーストハーバーホテル

1月19日 四役会 9名
於 イーストハーバーホテル

2月10日 2月幹事会 6名

於 イーストハーバーホテル

3月2日 3月幹事会 9名
於 サテンドール

専門委員会

企画委員会・共育求人委員会

2008年

6月2日 委員会 4名
於 イーストハーバーホテル

8月28日 委員会 5名
於 イーストハーバーホテル

中小企業振興基本条例制定会議

2008年

7月3日 会議 2名
於 福井製麺所

8月5日 会議 5名
於 サテンドール

例会・特別企画

2008年

5月21日 5月例会 11名
於 イーストハーバーホテル

テーマ：「なぜ私たちは条例制定運動を進めるのか」

講師：北海道中小企業家同友会

経営政策局長 西谷 博明 氏

6月26日 6月例会 11名
於 日専連根室

テーマ：「酒類業界の現状とわが社の経営戦略を語る」

講師：(有)酒泉館

代表取締役 小林 茂 氏

7月28日 7月例会 21名
於 イーストハーバーホテル

テーマ：「社員教育 ～わが社の課題」

パネラー：根室スチレン㈱

代表取締役 高岡 一朗 氏
㈱タイエー

代表取締役 田家 徹 氏
㈱ナオエ石油

代表取締役 魚谷 直孝 氏
㈱杉山水産

代表取締役 杉山 忠夫 氏
コーディネーター：㈱すずき

代表取締役 鈴木 新一 氏

8月27日 8月例会 8名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「異業種への展開 ～わが社の経営戦略」

講師：釧路コールドマイン㈱

事業部長 松本 裕之 氏

9月19日 9月例会 11名

於 日専連根室

テーマ：「まちづくり・地域づくりを考える」

講師：サンエス電気通信㈱

代表取締役社長 宮田 昌利 氏

10月8日 10月例会 15名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「企業はこんな人材を求めている」

パネラー：㈱ナカイチ

取締役ゼネラルマネージャー

田嶋 靖照 氏

道立根室高等学校

進路部長 島田 岳彦 氏

道立根室高等学校

進路部 富谷 進 氏

道立根室西高等学校

進路指導部長 熊澤 正明 氏

道立根室西高等学校

進路指導部副部長

元島 和明 氏

コーディネーター：㈱すずき

代表取締役 鈴木 新一 氏

11月17日 11月例会 10名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「10年後の人材をどう育てるか」

講師：根室カトリック幼稚園

学園理事園長 阿部 次郎 氏

12月3日 中小企業振興基本条例制定会議 10名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「条例制定で地域はこう変わる」

講師：釧路支部

政策委員長 福井 克美 氏

(トーフ計装㈱代表取締役)

12月5日 望年会 12名

於 まるしめ本店

テーマ：「2008年を語り、2009年を展望しましょう」

2009年

1月27日 新年交礼会 25名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「元氣な企業、地域をつくろう」

講師：帯広支部

副幹事長 渡辺 純夫 氏

(東洋農機㈱ 代表取締役会長)

2月25日 2月例会 19名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：1次産業を活かした地域活性化戦略
～マリンビジョンの取り組みから学ぶ～

講師：落石漁業協同組合

専務理事 長山 和雄 氏

3月30日 3月例会 16名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「同友会の学びを企業経営に活かそう」

報告者：根室支部

支部長 福井富士雄 氏(福井製麺所 代表)

部会・研究会

【山高会】

2008年

4月16日 打ち合わせ会議 5名

於 イーストハーバーホテル

5月16日 総会 3名

於 イーストハーバーホテル

6月25日 例会 5名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「リーダーシップを考える」

報告者：㈱タイエー

代表取締役 田家 徹 氏

10月10日 例会 5名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「オホーツク道研報告」

報告者：㈱ナオエ石油

魚谷 直世 氏

11月28日 釧路三支部青年部合同例会 17名

於 イーストハーバーホテル

テーマ：「社員のやる気を引き出すために」
～信頼されるリーダーの姿を考える～

講師：㈱はなまる

代表取締役 清水 鉄志 氏

2009 年

3 月 12 日 例会 5 名
 於 イーストハーバーホテル
 テーマ：「この経営環境で生き残るために必要なものは何か」

[番頭会]

2008 年

5 月 26 日 例会 7 名
 於 福笑

6 月 27 日 例会 3 名
 於 根室市総合文化会館

テーマ：「業界の現状と今後の経営課題について」

報告者：小林技術コンサルタント(株)
 常務取締役 藤本 保一 氏

7 月 24 日 例会 4 名
 於 イーストハーバーホテル

会員懇談会

8 月 20 日 例会 5 名
 於 日専連根室

テーマ：「私の仕事と人生」

報告者：(株)すずき
 営業部長 阿部 武文 氏

9 月 17 日 例会 3 名
 於 根室市総合文化会館

テーマ：「人を生かす経営 ～中小企業における労使関係の見解」読み合わせと討論

10 月 14 日 例会 3 名
 於 根室市総合文化会館

テーマ：同友会の古典を読む「人を生かす経営」
 輪読

11 月 1 日 例会 3 名
 於 根室市総合文化会館

テーマ：同友会の古典を読む「人を生かす経営」
 輪読

2009 年

2 月 23 日 例会 5 名
 於 福笑

懇談会

[経営指針成文化研究会]

2008 年

7 月 8 日 研究会 4 名
 於 イーストハーバーホテル

8 月 25 日 研究会 3 名
 於 イーストハーバーホテル

10 月 23 日 研究会 3 名
 於 イーストハーバーホテル

11 月 6 日 研究会 3 名
 於 イーストハーバーホテル

12 月 9 日 研究会 3 名
 於 イーストハーバーホテル

2009 年

2 月 5 日 研究会 3 名
 於 イーストハーバーホテル

3 月 10 日 研究会 2 名
 於 イーストハーバーホテル

講師派遣

2008 年

6 月 17 日 北海道根室高等学校
 於 北海道根室高等学校

テーマ：社会人としての心構え

講師：(株)ファイン

専務取締役 瀬戸 慎太郎 氏

6 月 18 日 北海道根室西高等学校
 於 北海道根室西高等学校

テーマ：社会人としての心構え

講師：(株)島津商店

専務取締役 嶋津 諭 氏

2008年度 北海道中小企業家同友会釧根事務所 収支報告書

(2008年4月1日～2009年3月31日)

(単位:円)

収入の部					支出の部				
勘定科目		予算	実績	備考	勘定科目		予算	実績	備考
会費収入	入会金還元金	688,000	918,000	1社 16,000円	事業費	印刷費	300,000	481,274	コピー、封筒、名刺
	（釧路）	(480,000)	(708,000)			通信費	1,030,000	1,063,659	
	（根室）	(48,000)	(33,000)			（郵送料）	(150,000)	(76,517)	郵便、宅急便
	（南しれとこ）	(160,000)	(177,000)			（電話料）	(700,000)	(788,136)	電話、プロバイダ
	会費還元金	7,072,000	7,824,000	1社17月 1,000円		（FAX料）	(180,000)	(199,006)	同報送信
	（釧路）	(5,045,000)	(5,432,000)			交通費	950,000	1,618,349	ガソリン、車検2台 保険、修理他
	（根室）	(716,000)	(770,000)			出張宿泊費	950,000	476,785	
	（南しれとこ）	(1,311,000)	(1,622,000)			釧路会合費	11,890,000	12,437,724	
	未収入還元金	661,000	0			（例会・総会）	(10,300,000)	(10,616,496)	
支部還元金（人件費）	0	15,120,493	本部負担	（教育）		(600,000)	(752,417)		
小計	8,421,000	23,862,493		（厚岸地区会）		(430,000)	(686,026)		
釧路会合収入	11,650,000	11,161,375		（白糠地区会）		(380,000)	(166,498)		
（例会・総会）	(10,000,000)	(9,155,875)		（摩周地区会）		(180,000)	(216,287)		
（教育）	(750,000)	(1,143,400)		根室会合費		720,000	724,919		
（厚岸地区会）	(400,000)	(564,500)		（例会・総会）		(700,000)	(724,919)		
（白糠地区会）	(350,000)	(151,600)		（教育）		(20,000)	(0)		
（摩周地区会）	(150,000)	(146,000)		南しれとこ会合費		1,820,000	1,992,697		
根室会合収入	670,000	669,800		（例会・総会）	(1,050,000)	(1,200,967)			
（例会・総会）	(650,000)	(669,800)		（教育）	(20,000)	(0)			
（教育）	(20,000)	(0)		（別海地区会）	(750,000)	(791,730)			
南しれとこ会合収入	1,720,000	1,894,200		三支部合同事業費	250,000	0			
（例会・総会）	(1,000,000)	(1,126,200)		広報・名簿広告費	200,000	0			
（教育）	(20,000)	(0)		図書調査費	200,000	298,147	新聞、書籍、公立 大調査費用		
（別海地区会）	(700,000)	(768,000)		共同求人費	20,000	0			
三支部合同事業収入	200,000	0		事業人件費	750,000	484,548	支部負担残業代 （職員3名）		
広報・名簿広告収入	150,000			小計	19,080,000	19,578,102			
共同求人収入	20,000	4,250		事務所費	家賃・共益費	1,790,500	1,772,500	家賃、駐車場、火 災保険	
雑収入	303,500	425,495	部会通信費、事務 局講演料寄付等		水道・光熱費	400,000	363,758		
小計	14,713,500	14,155,120			事務用品・雑費	800,000	951,351	事務用品・雑費・ 支払手数料	
その他収入	同友会祭り引当金繰戻	0	789,708		三丁目の夕日祭り	慶弔費	150,000	137,800	香典、供花
	記念事業引当金繰戻		365,536		北のさくらさく セット品箱代	什器備品費	240,000	62,282	デジカ1台、ICレコー ダー2台
小計	0	1,155,244		コンピューター関係費	200,000	329,503			
				支部事務局人件費	0	15,120,493	本部負担		
				小計	3,580,500	18,737,687			
				その他費用	納税（自動車税）	74,000	74,000	車2台	
					車輛購入引当金繰入	400,000	700,000		
				小計	474,000	774,000			
				a 当期支出合計（＋＋）	23,134,500	39,089,789			
				b 当期剰余金	0	83,068			
				合計（a＋b）	23,134,500	39,172,857			
				c 前期繰越金	4,801,472	5,501,472			
				本部基金	700,000				
				次期繰越金（b＋c）	5,501,472	5,584,540			
当期収入合計（＋＋）	23,134,500	39,172,857							

2008年度 北海道中小企業家同友会釧根事務所 貸借対照表
(2009年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
[流動資産]		預り金	1,407,297
現金	89,657	(釧路 みけた会)	(377,404)
普通預金	4,781,735	(釧路 あゆみの会)	(145,155)
引当金定期預金	2,028,628	(釧路 幹部大学同窓会)	(53,421)
切手・ハガキ類	24,745	(釧路 マルチメディア研究会)	(185,327)
用紙他	18,000	(釧路 ノイズ倶楽部)	(46,270)
未収入金	640,000	(釧路 マウンテンクラブ)	(41,180)
前払家賃(2009年4月分)	140,700	(釧路 マージャン同好会)	(9,961)
立替金	0	(釧路 ゴルフ同好会)	(25,470)
仮払金	0	(根室 山高会)	(307,254)
小計	7,723,465	(南しれとこ 獺の会)	(151,246)
[固定資産]		(厚岸 歴史講座)	(16,609)
敷金	390,000	(会費等)	(48,000)
電話加入権	212,000	未払金	0
本部基金 本部会計参照	700,000	仮受金	5,000
小計	1,302,000	引当金	2,028,628
		(車両購入)	(1,485,354)
		(釧路 同友会祭)	(0)
		(記念事業)	(66,543)
		(備品購入)	(381,410)
		(特別活動)	(95,321)
		小計	3,440,925
		[自己資産]	
		前期繰越金	5,501,472
		当期剰余金	83,068
		小計	5,584,540
合計(+)	9,025,465	合計(+)	9,025,465

普通預金内訳	4,781,735	引当金等内訳	2,028,628
(大地みらい信用金庫 新橋支店)	(1,124,499)	(大地みらい信用金庫 新橋支店) 特別活動	(95,321)
(大地みらい信用金庫 中標津支店)	(555,668)	(大地みらい信用金庫 新橋支店) 備品購入	(381,410)
(大地みらい信用金庫 根室本店)	(713,946)	(大地みらい信用金庫 新橋支店) 記念事業	(66,543)
(釧路信用金庫 愛国支店)	(1,393,938)	(大地みらい信用金庫 新橋支店) 車両購入	(1,485,354)
(北洋銀行 釧路中央支店)	(993,684)	(釧路信用金庫 愛国支店) 同友会祭	(0)
未収入金内訳	640,000		
(翌月入金分還元金)	(640,000)		

備品台帳

乗用車	2	デジタルビデオ	1	ICレコーダー	3	テーブル	5
(プリメーラ)		デジタルカメラ	3	冷蔵庫	1	来客テーブル	2
(ランサー)		FAX兼用コピー機	1	事務机	5	受付カウンター	1
パソコン	6	電話機	8	スチール書棚	13	事務用椅子	5
プリンター	3	テレビ	1	スチールロッカー	1	会議用椅子	12
プロジェクター	1	ビデオデッキ	1	パンフレットスタンド	3	ホワイトボード	2

【会計監査報告】

北海道中小企業家同友会釧根事務所2008年度決算は、監査の結果、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

2009年4月7日

会計監査 北山 幸徳 (印)
前田 昭夫 (印)

議題＜１＞ 活動方針案と予算案

２００９年度同友会根室支部は「政策」「組織企画」「共育求人」の３つを柱にして次の活動を積極的に展開します。

（１）根室市中小企業振興基本条例の年度内制定を目指し、商工会議所と連携して積極的な運動を展開しましょう（担当：政策）

地域経済を立て直すためには中小企業の活性化が不可欠です。今年度は商工会議所、市との連携を強め、今年度中の根室市中小企業振興基本条例の制定を目指し、同友会が中心となって積極的な運動を展開しましょう。

【具体的活動】 中小企業振興基本条例制定活動 中小企業憲章学習会

（２）７０社会員を目指しましょう（担当：組織企画）

新しい会員の方が入会することは、支部会員全員にとって経営に役立つ“辞書”が１頁増えることにつながります。さらに、より積極的で幅広い支部活動・同友会運動が可能となる諸条件や財政的な基盤を広げることにもなります。今年度は７０社会員を達成しましょう。

【具体的活動】 会員拡大

（３）企業が生き残るために必要な例会を開催しましょう（担当：組織企画）

かつてないスピードで企業倒産が相次いでいます。例会では企業が生き残るために必要な策について取り上げます。今年度は確固とした経営基盤を築き、企業存続に必要な方策を学びましょう。

【具体的活動】 例会 経営懇親会

（４）企業に「共育」の土壌をつくりましょう（担当：共育求人）

社員教育が企業の命運を左右します。新入社員から幹部社員にいたるまでの研修会・講座などを開催してまいりましょう。共同求人活動は地域の雇用を確保し、人口減少に歯止めをかけることも期待されています。求人と共育を一体と認識して活動を進めてまいりましょう。

また、企業経営の根幹とも言える、「経営指針（経営理念・経営方針・経営計画）」を確立する運動に力を入れましょう。経営指針成文化研究会を発足し、すべての会員企業が経営指針を作り上げるようにしましょう。

【具体的活動】 経営指針成文化研究会 求人ネット「JobWay」

(5) 全国、全道、釧根三支部の交流を活発にしましょう

釧根三支部 670 社、全道 5300 社、全国 42000 社の同友会会員企業は、会員企業にとって貴重な活用すべき財産です。今年度も、ありとあらゆる場所に会員同士のネットワークを築いていくことをめざし、交流活動を活発にすすめてまいりましょう。全国行事や 9 月に帯広市で開催される「青年経営者全国研究集会」に積極的に参加しましょう。

(6) 部会活動を活発にしましょう

根室支部には山高会、番頭会の 2 つの部会があり、定期的に学習会を開催しています。次代を担う後継者・企業の幹部育成のためにも、部会活動をより強化し、企業継続の為に素晴らしい人材の育成に努めましょう。

(7) 会員間取引を促進しましょう

同友会の会員間取引は、例会などで経営者同士がよく知り合い、企業の業況、営業内容、経営者の理念や人柄、社内体制などについての十分な理解と相互の信頼があって、はじめて長く続くものです。今年度も会員間の取引を積極的にすすめましょう。

2009年度 北海道中小企業家同友会釧根事務所 予算(案)

(2009年4月1日～2010年3月31日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
勘定科目		2008年度実績	予算	勘定科目		2008年度実績	予算
会費収入	入会金還元金	918,000	880,000	事業費	印刷費	481,274	450,000
	(釧路)	(708,000)	(640,000)		通信費	1,063,659	1,080,000
	(根室)	(33,000)	(80,000)		(郵送料)	(76,517)	(80,000)
	(南しれとこ)	(177,000)	(160,000)		(電話料)	(788,136)	(800,000)
	会費還元金	7,824,000	7,740,000		(FAX料)	(199,006)	(200,000)
	(釧路)	(5,432,000)	(5,400,000)		交通費	1,618,349	1,300,000
	(根室)	(770,000)	(780,000)		出張宿泊費	476,785	700,000
	(南しれとこ)	(1,622,000)	(1,560,000)		釧路会合費	12,437,724	7,230,000
	支部還元金(人件費)	15,149,508	15,000,000		(例会・総会)	(10,616,496)	(5,500,000)
	小計	23,891,508	23,620,000		(教育)	(752,417)	(800,000)
事業収入	釧路会合収入	11,161,375	6,800,000		(厚岸地区会)	(686,026)	(550,000)
	(例会・総会)	(9,155,875)	(5,000,000)		(白糠地区会)	(166,498)	(180,000)
	(教育)	(1,143,400)	(1,000,000)		(摩周地区会)	(216,287)	(200,000)
	(厚岸地区会)	(564,500)	(500,000)		根室会合費	724,919	710,000
	(白糠地区会)	(151,600)	(150,000)		(例会・総会)	(724,919)	(700,000)
	(摩周地区会)	(146,000)	(150,000)		(教育)	(0)	(10,000)
	根室会合収入	669,800	670,000		南しれとこ会合費	1,992,697	2,010,000
	(例会・総会)	(669,800)	(650,000)		(例会・総会)	(1,200,967)	(1,200,000)
	(教育)	(0)	(20,000)		(教育)	(0)	(10,000)
	南しれとこ会合収入	1,894,200	1,920,000		(別海地区会)	(791,730)	(800,000)
	(例会・総会)	(1,126,200)	(1,100,000)		三支部合同事業費	0	20,000
	(教育)	(0)	(20,000)		図書調査費	298,147	270,000
	(別海地区会)	(768,000)	(800,000)		共同求人費	0	10,000
	三支部合同事業収入	0	20,000		事業人件費	484,548	600,000
	共同求人収入	4,250	10,000		小計	19,578,102	14,380,000
	雑収入	425,495	344,000	事務所費	家賃・共益費	1,772,500	1,800,000
	小計	14,155,120	9,764,000		水道・光熱費	363,758	370,000
その他収入	同友会祭り引当金繰戻	789,708	0		事務用品・雑費	951,351	900,000
	記念事業引当金繰戻	365,536	0		慶弔費	137,800	140,000
	小計	1,155,244	0		什器備品費	62,282	70,000
					コンピューター関係費	329,503	250,000
					支部事務局人件費	15,149,508	15,000,000
					小計	18,766,702	18,530,000
				その他費用	納税(自動車税)	74,000	74,000
					記念事業引当金繰入		200,000
					車輛購入引当金繰入	700,000	200,000
					小計	774,000	474,000
				a 当期支出合計(+ +)		39,118,804	33,384,000
				b 当期剰余金		83,068	0
				合計(a + b)		39,201,872	33,384,000
				c 前期繰越金		5,501,472	5,584,540
				次期繰越金(b + c)		5,584,540	5,584,540
当期収入合計(+ +)		39,201,872	33,384,000				

議題 < 2 > 北海道中小企業家同友会の一般社団法人移行に伴う定款について

北海道同友会の理事会は、５月１８日に開催する第４１回定時総会に「一般社団法人への移行に関する提案」を行うこととなりました。会員の皆様には『一般社団法人 北海道中小企業家同友会定款案』をご覧ください、ご理解をいただくと共に本総会において充分なご審議をいただきたいと思います。

=====

北海道中小企業家同友会第４１回定時総会 議案

「北海道中小企業家同友会を一般社団法人に移行する議案」提案書

２００９年５月１８日

北海道中小企業家同友会

代表理事 三神純一

法人化特別委員長 鼻和憲生

提案理由

北海道同友会の理事会は、下記の提案理由をもって「北海道同友会を一般社団法人に移行する」ことを提案いたします。

- １． 法人格を取得する上で「主務官庁の関与」が最も大きな懸念材料でしたが、昨年１２月の新公益法人関連法が施行されたことによって払拭され、法人の定款自治が保障されることになりました。
- ２． 北海道同友会の創立から４０年。地道な活動の積み重ねによって築かれた、会の資産を確実に保全するため、法人化が必要と判断しました。
- ３． 会の内外の期待に応えて、幅広い活動を支える強固な組織基盤を確立するために、一般社団法人へ移行することが必要と判断しました。

提案理由の説明

- １． 公益法人制度が大きく変わり、登記によって一般社団法人を設立することが可能になりました。

これまでの公益法人制度のもとでは、同友会は“任意団体を選択”して参りました。その理由は、公益法人の設立・運営に主務官庁の許認可が必要であり、経営者の自主的な運動を推進する同友会の組織的性格とは相容れない、との判断によるものでした。

この最大の懸念事項は、平成２０年１２月に施行された新しい公益法人法によって解消されることとなりました。一般社団・財団法人の設立には、主務官庁の認可・認証が必要とされず、登記による設立と定められました。非営利法人の設立と公益性の認定が完全に分離され、公益認定も行政機関から独立した「第三者機関」が行うこととなりました。

同友会が取得する「一般社団法人」は、主務官庁への設立認可・報告などは全く必要ありません。このことによって、同友会の自主的な運動を、法人設立後もこれまでどおり推進することが可能になったと判断しました。

- ２． 会の資産を確実に保全するために法人化が必要と判断しました。

北海道同友会の組織と財政の概要は次の通りです

- ◆ 会員数：５,２５５社（全道１２支部 ２００９年３月末現在）
- ◆ 本部と１２支部の連結総資産：２億１千万円（２００８年３月末）
- ◆ 北海道同友会『教育振興基金』資産：６３,８０７千円（２００８年３月末）

- ◆ 本部と12支部の2007年度連結総収入：5億350万円（2008年3月期）
- ◆ 事業拠点数：9ヶ所（札幌・小樽・函館・苫小牧・旭川・北見・釧路・帯広・室蘭）
- ◆ 常勤役員数：42名（パート職員10名含む 2009年3月末）
- ◆ 車輛保有台数：17台（2009年3月末）

資産保全のために所有区分の明確化をはかります

北海道同友会には12の支部があります。任意団体は資産を保有できないため、預貯金口座、電話加入権、車輛登録、事務所賃貸契約等の名義は代表理事、支部長、事務局長などの個人名義となっていています。法人格を取得し、個人と組織の所有区分を明確にします。

車輛事故と会の社会的な責任

事務局員が運転する車輛で事故が発生した場合、車輛所有者等の運行供用者責任が問われます。車輛が事務局員の個人所有名義では対応に不安も残り、事故発生時の社会的な責任を果たすためにも法人化が必要と判断しました。

3. 幅広い活動を支える強固な組織基盤を確立するために、法人化が必要と判断しました。

公益法人会計の導入

既に一定の財政規模となった財務を適切に管理のため、公益法人会計基準を導入し財務規律を明確化します。

公益性と共益性の高い活動を支える組織基盤を

金融アセスメント法制定運動や中小企業憲章、中小企業振興基本条例制定運動など、同友会は公益性の高い運動を推進しています。一方、社員教育、共同求人、産学官連携など、共同・共益事業の活動も広がっています。こうした活動を積極的に推進するために相応しい組織として、一般社団法人を設立し組織基盤を強化します。

以上の提案理由をもって、北海道中小企業家同友会第41回定時総会に「北海道同友会を一般社団法人へ移行する」ことを提案いたします。

この議案に対するご意見を、代議員を通じて全道総会へお届けいただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 北海道中小企業家同友会定款（案）

2009年4月1日

■第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人 北海道中小企業家同友会といたします。

（主たる事務所等）

第2条 この法人は主たる事務所を札幌市に置きます。

2. この法人は、理事会の決議により従たる事務所（以下、支部と呼びます）を設置することができます。

■第2章 目的及び事業等

（目 的）

第3条 この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的に活動をすすめます。

- （1）同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）
- （2）同友会は、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）
- （3）同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を会員の力を合せて達成して行くために、次のような事業を行います。

- （1）経験・知識・技術・経済などあらゆる分野にわたる交流を図り、“知りあい・学びあい・けあい”を促す運動。

- (2) 労使が共に学び合う立場からの各種教室の開催をはじめ、労働力の確保と定着化、労使頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決して行くための活動。
- (3) 会員の相互の親しみと信頼を基礎に、自主的な共同・協業化をすすめる活動。
- (4) 会員に情報を提供し、会の団結をはかるために必要な資料、機関誌(紙)の発行。
- (5) 学識経験者、他団体などに蓄積された知恵をひろく吸収する活動。
- (6) 中小企業の経営を守り、繁栄を促すために、国や地方自治体、その他に対する働きかけ。
- (7) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に盟しその発展強化を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる活動。
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

■第3章 会員及び社員

(会員及び社員)

- 第5条 この法人の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる者は、業種にかかわらず誰でも会員になることができます。
2. この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法人法」という)上の社員とします。
 3. 会員は、代議員によって行使される社員(代議員)総会の議決権を除き、法人法に規定された社員(代議員)の権利を、社員(代議員)と同様にこの法人に対して行使することができます。

(代議員)

- 第6条 代議員の定数は、支部均等割り分(一支部3名)と支部会員比例分(会員20名につき1名)の合計とします。なお、会員比例分の基準日は理事会で定めることとします。
2. 代議員は会員で構成される支部の定時総会で選任します。
 3. 代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げません。
 4. 代議員は、会員の資格を喪失した場合には、その地位を失います。
 5. 代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とします。

(入会)

- 第7条 この法人に入会を希望する者は、会員1名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、常任理事会の承認を得るものとします。

(入会金、会費)

- 第8条 入会金は20,000円、会費は一名につき月額4,000円とし原則として6ヵ月分を前納するものとします。但し、再入会の場合の入会金は5,000円とします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌・紙代が含まれます。

(会員の退会等)

- 第9条 会員が退会を希望する場合は、常任理事会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。
2. 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、社員(代議員)総会の決議により退会していただくこともあります。
 3. 会員がたびたびの請求にもかかわらず、会費を1年間滞納した場合は、会員資格を喪失するものとします。
 4. 前3項の場合は、当月分までの会費を納入しすでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。

(運営)

- 第10条 この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

- 第11条 この法人は、目的を達成するためにすべての政党とわけへだてのない関係を築きます。また、この法人は、会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

■第4章 機関

(社員(代議員)総会)

- 第12条 社員(代議員)総会は最高の決定機関で、活動の総括、活動方針の決定、決算及び予算の承認、定款の変更、理事、監事の選任、解任、解散、その他法令・定款で定めた事項を決議します。
2. 総会は、議決権数の3分の2以上の出席(委任状を含みます)で成立します。議決権は、社員(代議員)1名につき1個とします。議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者

の3分の2以上の賛成によるものとします。但し、本項に、法令に別段の定めがあるときを除きます。

3. 定時総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に年1回開催し、理事会の決議に基づき代表理事が招集します。臨時総会は必要がある場合に開催します。総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

(社員(代議員)総会議事録)

第13条 社員(代議員)総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

(理事会)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定する機関で、過半数の出席で成立し、原則として3ヵ月に1回開催します。理事会の招集は代表理事が行います。

2. 前項の外、理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたとき、および理事の3分の1以上の申出があった場合に開催します。
3. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなします。

(理事会議事録)

第15条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成します。

2. 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印します。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、社員(代議員)総会、理事会の決定に従い、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決します。

2. 常任理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたときに代表理事が招集し、過半数の出席で成立します。
3. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。(各機関に対する意見表明)

第17条 会員は誰もが、会のいかなる機関に対しても自由に意見を述べる事ができます。各機関では、提出された意見に対し誠実に検討・審議し、回答いたします。

■第5章 役員

(役員)

第18条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行します。理事は、80名以上120名以内とし、社員(代議員)総会で選任します。理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員外からも選任できるものとします。
- (2) 代表理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選定します。
- (3) 副代表理事は、代表理事をたずけて業務の全般を補佐し、代表理事に事故ある時はその職務を代行します。副代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選任します。
- (4) 専務理事は、代表理事、副代表理事をたずけて会の総務を統括し、代表理事、副代表理事に事故あるときはその職務を代行します。専務理事は1名とし、理事会において選任します。
- (5) 常任理事は、本会の常務を審議処理します。常任理事は30名以内とし、理事会において任じます。
- (6) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。監事は、社員(代議員)総会において会員から2名選任します。
- (7) 名誉役員：理事会は、理事経験者、その他永年にわたりこの法人の発展に貢献した会員にして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

(役員の任期)

第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員(代議員)総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員(代議員)総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

■第6章 支部・委員会及び事務局

(支部)

第20条 この法人は、地域単位ごとに支部を設置します。支部の設立は理事会の決定によります。支部活動は、社員(代議員)総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規定によるものとします。

(委員会)

第21条 この法人の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置します。委員会の設置・運営に関する取り決めは総務運営規定によるものとします。

(事務局)

第22条 この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については常任理事会が決定します。

■第7章 会計及び資産

(財政・基金)

第23条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。

2. この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。

3. 拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。

4. 社員(代議員)総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的項については理事会が決定します。

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

■第8章 定款の変更及び解散・残余財産の帰属

(定款の変更)

第25条 この定款の変更は、社員(代議員)総会の決議を必要とします。

(解散)

第26条 この法人は、社員(代議員)総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

(残余財産の帰属)

第27条 この法人が解散したときに残存する財産は、類似の目的を持つ一般社団法人に譲渡するものとします。

■第9章 公告の方法

(公告)

第28条 この法人の公告は電子公告により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

■第10章 附則

(最初の事業年度)

第29条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとします。

(法令の準拠)

第30条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとします。

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとします。

以上、一般社団法人北海道中小企業家同友会を設立するため、別紙記載の発起人の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。

平成 年 月 日

議題＜ 3 ＞全道総会代議員の選出

番号	氏名	会社名	役職
1	高岡 一郎	根室スチレン（株）	代表取締役
2	魚谷 直孝	（株）ナオエ石油	代表取締役
3	鈴木 新一	（株）すずき	代表取締役
4	田嶋 靖照	（株）ナカイチ	取締役ゼネラルマネージャー
5	吉田 勲	吉田水産（株）	代表取締役
6	杉山 忠夫	（株）杉山水産	代表取締役

議題＜ 4 ＞役員選出

*****【記念講演】*****
テーマ：『企業づくりと人育ての実践から学ぶ』
【講師】北海道中小企業家同友会 副代表理事 落合 洋 様<（株）テキサス 代表取締役>

同友会根室支部 2009年度総会

2009年4月24日

㈱ウエスタン ㈱テキサス 落合 洋

我が社の生い立ちと創業時倒産寸前の危機を乗り越えて

食肉を中心とした事業に参入した理由
創業初年度の危機を1台のマイクロバスが危機を救う
経営をする前に人間的として何であるかが大切と気付く
怠慢とおごりの気持ちが会社を危うくする

業界の様々な規制に挑戦して得たもの

米のDS販売に参入した厳しさ 酒類のDS販売に参入した厳しさ
自社精米をスタートした理由

グループ各社環境への取り組みと経費の削減（循環型）

レストラン業と小売のスケールメリットの活用 農業法人設立の目的
会社からゴミを出さない事を最終目的として循環型処理法(畜産大学を活用)
発泡スチロールの自社処理 BDF（食廃油）の活用

お客様の声ハガキで社員の意識改革を図る

お客様声会議は役員会議より上の位置に 現在 32,000 枚（3月末）
お客様声葉書で現場が見える（お客様のクレームと店長の姿勢と実績がリンクする）
企画とメニュー開発に大きな力になる

社員を大切に作る経営姿勢を心がけて

（知的障害 肢体不自由者）を採用して経営者が学び社員教育にもなる
定年退職者活用の場

5Sに取り組んで

整理 整頓 清潔 清掃 躰
プロジェクトチームを結成しての取り組み

同友会とのかかわりで人財産をつくる事が出来た

人とひとの縁の大切さ<ある少年の話>

あるレジ打ちの女性

2009年9月10日→11日は帯広で青全交が開催されます

今日の出席者の皆さん全員が参加して下さいます。必ず成果はあります